

令和5年度第8回杵築市農業委員会総会議事録

令和5年11月8日 水曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館 2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江 藤 由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

8番 永 野 恵

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	本 多 泰 久	大内	藤 原 哲 夫	東	川 野 勝 彦
東	古 宮 輝 美	八坂	平 野 素 一	八坂	宮 原 宣太郎
北杵築	渡 邊 幸 雄	豊洋	川 崎 孝 子	豊洋	長 友 富 男
東山香	松 田 司	中	小 野 弘 文	上	阿 部 正 俊
山浦	岡 山 秀 徳	朝田	田 邊 正 義		

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	河 野 伸 也	農地・管理係主任	田 邊 憲 佑

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 37 号	農地法第3条の申請について
議案第 38 号	農地法第5条の申請について
議案第 39 号	非農地証明願いについて

- 議案第 40 号 農用地利用集積計画(案)の決定について
- 議案第 41 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
- 報告第 7 号 農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに
使用賃借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和5年度第8回杵築市農業委員会総会を開会いたします。 （ 9時43分： 開始 ）
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員と 委員の両委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第37号から議案第41号までの5議案17件と報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第37号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の です。よろしくお願いします。 議案書の1ページをご覧ください。 「議案第37号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求めます。 番号1番、申請人、譲渡人、 、 、 歳、譲受人、 、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 ㎡、ほか 筆、合計 筆の ㎡です。譲受人の経営面積は、ありません。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番について、 農地委員より説明願います。
委員	10月24日、事務局2名と 農業委員と私の4名と譲受人の さん夫婦の2名と、合計6名で現地を確認しました。場所は、 を 方面に進み を渡りすぐ左折、 地区方面に進み、 から 方面に200mほど上がった場所になります。譲受人の さんは、譲渡人の方から維持管理をお願いしたいということで、かなりの年数管理していました。譲受人の方の要望と、譲渡人の方が に住んでおり管理ができないということで、今回、売買を行い譲受人の さんが今後維持管理をしてやっていきたいということです。 歳と比較的高齢ではありますが、地区内で他にもやっているようですので、現地を見た限りでもかなり維持管理されていると思いましたので、問題ないと思います。面積等は事務局の方が説明したとおりです。慎重審議よろしくお願いします。
議長	1番について、 農地委員よりご意見があればお願いします。
委員	 推進委員が説明したとおりです。ただ、土地を持っていないというところは若干ひっかかるところがありましたが、譲渡人の さんが農業できない、まだ勤めをしているということです。実際 さんが管理しだしてから15年から20年くらい経っているようですので、たと

	え、[]さんが補助金を昔もらっていたとしても、8年は経過していますので問題ないと思います。草刈り等をしっかりやっていたし、販売の方も意欲があるようであります。跡継ぎも現地確認当日は出会えませんでした、いるということです。慎重審議よろしくお願いします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を以前から管理していた譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。 譲渡人は、このほかにも[]aほど農地がありますが、順次整理してきたいとのことです。 また、譲受人は、新規に農地を取得することになりますが、この農地を十数年ほど前から管理しており、現地は銀杏が耕作されていることから、農地の取得について問題ないものと思われます。 続いて、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、譲渡人、[]区、[]、[]歳、譲受人、[]区、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、現況ともに[]、地積[]m²、ほか[]筆、合計[]筆の[]m²です。譲受人の経営面積は、田[]aです。 理由は、高齢のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	2番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	10月19日に[]農業委員、事務局職員2名、譲受人の[]さんと現地確認をしました。場所は、[]線を[]方面に向かいまして、[]の信号を右折します。[]の手前を右折しまして約1km[]沿いを東方向へ向かうと申請地があります。地図では、申請地①に[]筆、②に[]筆あります。現在、[]さんは水稻を中心に園芸作物を栽培しています。地区でも農業を一生懸命されている方です。よろしくご審議お願いします。
議長	2番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	只今、[]農地委員の説明したとおりです。補足ですが、写真4ページ①の申請地[]にビニールハウスが写っていますが、現在はビニールハウスが撤去されて、ニンニクを[]さんが栽培されています。ニンニクをそのまま販売するのと、スプラウトニンニク、芽出しニンニクとして販売するのと、黒ニンニクに加工して販売しています。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 高齢で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地付近を耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。

	譲渡人の所有農地は、このほかにもaありますが、順次整理していくとのことです。 また譲受人は、申請地付近を耕作している認定農業者で、主に水稻を耕作しています。管理等については、特に問題はありません。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請人、譲渡人、区、歳、譲受人、区、歳。申請の土地、大字字、地番、地目、台帳、現況ともに、地積㎡、合計筆の㎡です。譲受人の経営面積は、田a、畑a、計aです。理由は、高齢のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	3番について、農業委員より説明願います。
委員	10月6日、事務局職員2名と私とで現地を確認しました。申請地はの信号を右に上がって、線を渡り、の方、東へ1.1kmです。譲受人のさんは申請地で養鶏場を営んでいます。譲渡人のさんとは親戚関係となります。この土地は農業用の進入路として利用するというので、3条申請で問題ないと思いますので、慎重審議よろしくをお願いします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 高齢で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地の隣接する農地を所有している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。 現地の一部は本人の所有する養鶏場への進入路として利用されています。今回は、農業用施設の取扱いとなるため、3条申請となっております。管理等についても、特に問題はありません。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第37号」について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。

議長	お諮りいたします。「議案第37号」について、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第37号」について、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第37号」については、これを許可することに決します。
議長	次に、「議案第38号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の[]です。よろしくお願いします。 議案書2ページをお開きください。 「議案第38号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。 番号1番、申請人、土地所有者、[]、[]、[]、[]歳、転用者、[]区、[]、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。申請内容、資材置場用地として。申請理由、申請地近隣で[]を経営しており、規模拡大を図るために、申請地を資材置場として利用したい。こちらは第3種農地です。 以上です。
議長	1番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	地図の1ページ・2ページをご覧ください。10月20日、[]農業委員、事務局職員2名と4名で現地確認をしました。現地は[]線を[]方面に向かい、[]入口の手前約200mのところを左折し、市道を500mほど進んだところにあります。きれいに管理された田です。その場所を申請者が役員を務める会社が規模拡大を図るため、現況のまま資材置場として利用したいということです。審議のほどよろしくお願いします。
議長	1番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	[]委員の説明のとおりです。慎重審議よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	土地所有者の[]さんは平成13年に父からの相続により申請地を取得しています。父の代の25年ほど前まではお米を作っていましたが、市外在住で管理も困難なことから耕作を断念したとのことです。以前から草刈等の管理をしていた転用者の[]さんと売買の話がまとまり、今回の申請となりました。[]さんは申請地の隣地で[]を経営しており、経営規模拡大を図るために、申請地を資材置場として利用する計画です。 まず、立地基準です。 申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（準工業地域）に定められていることから第3種農地と判断されます。第3種農地は原則転用許可ができる農地となります。また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。

	次に、一般基準です。 申請地の北側は市道、東側は田、南側は雑種地、西側は田にそれぞれ接しており、進入路・資材置場への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。 土地利用計画につきましては、申請地■筆■㎡に、進入路及びプレハブ倉庫■棟、木材、コンテナ等の資材置場を計画しています。 工事期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日までの約■ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、土地の形質変更は行わず基本的には自然浸透とし、余剰水については北側の市道側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、土地造成に係る新たな費用等は発生せず、土地代についてはすでに支払い済みであることを確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、土地所有者、■区、■、■、■歳、転用者、■区、■、■、■歳。申請の土地、大字■字■、地番■、地目、■、地積■㎡、合計■筆の■㎡。申請内容、農業用施設用地として。申請理由、申請地近隣で養鶏を営んでおり、規模拡大を図るために、申請地に鶏舎を建築して利用したい。こちらは第2種農地で、追認案件です。 以上です。
議長	2番について、■農業委員より説明願います。
■委員	10月6日、事務局職員2名と私で現地確認をしました。■地区の一番奥です。議案第37号3番の申請で説明した土地の隣地です。転用者の■さんが申請地で養鶏を営んでいます。経営規模を拡大するため鶏舎として利用する計画です。慎重審議よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	土地所有者の■さんは令和元年6月に父からの相続により申請地を取得しています。父の代の40年ほど前まではお米を作っていましたが、高齢になったこともあり管理が困難なことから耕作を断念したとのことです。以前から草刈等の管理をしていた転用者の■さんとは親戚関係であり、売買の話がまとまったため今回の申請となりました。転用者は申請地の隣地で養鶏を営んでおり、経営規模拡大を図るために、申請地を鶏舎として利用する計画です。なお、本件は追認案件です。追認案件となった理由につきましては、令和■年■月頃に転用許可を得ることなく、申請地■と転用者の自己所有地である隣地の■にまたがるような形で鶏舎■棟を建築してしまったためです。このことにつきましては、転用者からの始末書が提出されています。 まず、立地基準です。 申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、現在利用している鶏舎の隣地であり作業効率が良いこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。農業振興地域内の土地では

	ありますが、今回の農業用施設用地への転用に際し、農業振興地域の用途変更を農林水産課に申請中であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は原野及び山林、東側は田、南側は河川及び田、西側は原野にそれぞれ接しており、周辺は転用者の自己所有地でほかの耕作者はいないため、営農上の問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地■■■■㎡及び隣接の自己所有地■■■■㎡の計■■筆にまたがるように、■■㎡の鶏舎■■棟及び、駐車場・巡回スペース並びに、資材置場、養鶏ゲージの洗い場等を設置して利用する計画です。 鶏舎新築工事につきましては、令和■■年■■月に完了しており、今回新たな工事は予定していないため、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、敷地内の溜枡を経由して浄化槽で浄化した後に西側の市道側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、土地代のみであり費用全額を自己資金で賄うようです。預貯金通帳の写しが添付されており、資力について確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第38号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第38号」については、農地法第5条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第38号」については、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に「議案第39号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書3ページをお開きください。 「議案第39号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号1番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡です。 申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、令和元年に父からの相続により土地を取得したが、取得時点で雑草木が生い茂っており、傾斜地で管理も困難なため耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	1番について、■■■■農業委員より説明願います。

委員	先ほどの議案に出た鶏舎のちょっと上の場所になります。10月6日に事務局職員2名と私と3名で現地確認をしました。申請地は、先ほどの議案に出た鶏舎の奥、3条の申請に出た田の奥になります。申請者は現在まで耕作もしてなく荒れた状況であります。申請の土地は相続により取得したとのことで、その時から雑木林が生えており、今後も耕作はちょっと無理ではなかろうかと思っておりますので、慎重審議をよろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を9月22日に、農地委員、農業委員、10月6日に農業委員と確認しました。 申請者は、令和元年に父からの相続により申請地を取得しています。昭和42年頃までは水田として利用していましたが、日当たりも悪く、傾斜地で管理も困難なことから耕作を断念し、現在は雑木や雑草が生い茂っている状況です。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外農地であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に隣接の農地と併せて売却予定とのことです。 以上です。
議長	只今、「議案第39号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第39号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第39号」については、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に、「議案第40号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。1番から10番について事務局の説明を求めます。
事務局	「議案第40号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」議案書4ページをご覧ください。 農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりこれを決定することについて意見を求めます。 ア、利用権の設定です。 番号1番、申請人、貸人、借人、大分市、大分県農業農村振興公社。申請の土地、大字、字、地番、地目、地積㎡、ほか筆、合計筆の㎡です。設定期間は年新規で、借人の経営面積は公社のためありません。

	以下同じ借人の場合は、設定期間、経営面積は省略させていただきます。 番号2番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号3番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号4番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号5番、申請人、貸人、[]、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号6番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号7番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号8番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号9番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。 今回の大分県農業農村振興公社に対する貸し付けは、合計[]筆[]㎡となります。 続いて、イ、所有権の移転です。 番号10番、申請人、譲渡人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 農用地利用集積計画（案）の総数につきましては、貸し手農家数[]戸、借り手農家数[]戸。利用権の設定の面積は[]㎡、所有権移転の面積は[]㎡、合計[]㎡となります。 なお、補足になりますが、番号1番から9番までは、中間管理機構である公社への貸付となります。公社からの貸付先は、8ページの農用地利用集積等促進計画（案）に記載しております。1番から8番までの土地は、地元認定農業者の[]さんが借り受け予定となっております。また番号9番は、[]さんが借り受け予定となっております。 詳細は議案第41号での審議事項となりますので、説明は省略させていただきます。 以上です。
議長	只今、「議案第40号」について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第40号」については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第40号」については、これを承認することに決めます。

議長	次に、「議案第41号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書8ページをご覧ください。 「議案第41号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見を求めます。 番号1番、申請人、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社、借受人、[]区、[]。対象農地は、[]、[]筆、[]㎡です。 続いて、借受人、[]、[]。対象農地は、[]、[]筆、[]㎡です。詳細は、9ページの貸付調書をご覧ください。 河野翔太さんの借り受け地は、先ほどの集積計画の1番から8番までの土地となります。利用権の種類は使用貸借で、主な耕作作物は水稻となっております。 続いて、12ページです。 []さんの借り受け地は、先ほどの集積計画の9番の土地となります。利用権の種類は、使用貸借で耕作作物はユズとなっております。 以上です。
議長	只今、「議案第41号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第41号」については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、これについては「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第41号」については、「意見なし」として報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第7号」がありますので、事務局より報告願います。
事務局	議案書13ページをご覧ください。 「報告第7号」「農地法第18条第6項の規定による貸借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）」について報告します。 番号1番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。理由は貸人の都合です。 以上です。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。
	以上をもちまして、令和5年度第8回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(10時20分： 終了)